

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267・32・3111

献血にご協力を！ — 全血献血 —

皆さんの善意による無償の献血が貴い命を救います。

4日14日(火)

午前9時30分～11時30分

御代田町保健センター

(北側駐車場)

輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工に造ることができません。病気の予防のため、皆さんの献血が必要です。ご協力をお願いします。



森山財産組合からお知らせ 個人ボランティア募集

森山財産組合は、平成14年3月に設立100周年を迎え、平成15年度より組合林に関心を持ってもらうよう組合員参加による植栽・下刈作業を実施してきました。

最近では山に関心のある方が増えており、組合員以外でも「参加したい」との要望があり、平成19年度より本格的に受け入れを開始しました。

そこで、町民の方で植栽・下刈作業に興味があり、個人ボランティアとして参加をしてくださる方を募集します。

日時

4月25日(土)

午前8時30分作業開始

※作業時間3時間(予定)

申込期限 4月13日(月)

問い合わせ先

森山財産組合事務局

(32)2554

(32)3215

借金の返済で お悩みの方へ！

長野財務事務所では、多額の借入に悩んでいる方の無料相談窓口を開設しています。相談内容に応じて法律専門家を紹介しています。個人の秘密も堅く守ります。ひとりで悩まずにご相談ください。

相談・問い合わせ先

財務省 関東財務局

長野財務事務所

(長野市旭町1-108)

長野第2合同庁舎5階)

相談窓口直通電話

026-1234-12970

受付時間

月曜日～金曜日

(祝祭日を除く)

午前8時30分～午後12時15分

午後1時～4時30分

4月の納税 (税金等は納期限までに納めましょう)

固定資産税 (1期分) ……	4月30日(木)	下水道使用料 (4月期分) ……	4月30日(木)
保育料 (4月期分) ……	4月30日(木)	・大口3月使用分	・一般2・3月使用分(町営水道区域)
町営住宅使用料 (4月分) ……	4月30日(木)	・一般12・1月使用分(佐久水道区域)	
住宅駐車場使用料 (4月分) ……	4月30日(木)	農集排使用料 (4月期分) ……	4月30日(木)
上水道使用料 (4月期分) ……	4月30日(木)	・12・1月使用分	
・大口3月使用分	・一般2・3月使用分	個別排水使用料 (4月期分) ……	4月30日(木)
		・2・3月使用分	

4月6日～15日
春の全国交通安全運動

4月から妊婦健診の公費助成
が5回から14回になります

平成21年4月1日以降に妊婦一般健康診査(以下妊婦健診)を受診される方は、公費負担回数が現行の5回から妊娠月数に応じて最大14回(超音波健診も妊娠月数に応じて最大4回)に拡充されます。

受診票交付方法

平成21年4月1日以降に妊娠届を提出される方

妊娠届出時に窓口にて新しい妊婦健診受診票を交付します。

すでに妊娠届を提出された方、転入された方

現行の受診票と新しい受診票の差し替えを行います。差し替え期間中に保健福祉課健康推進係までお越しください。

差し替え期間

3月23日(月)～4月30日(木)

持ち物

○妊婦健診受診票(未使用)

○母子健康手帳

※妊婦健診受診票は対象月数をさかのぼって利用することができませんのでご注意ください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25554

SAQトレーニング講習会

素早く 巧みな 身のこなし
運動オンチな子どもは いません

御代田町の子どもたちが
運動好きで
将来、色々なスポーツを
楽しめる様に
子どもの運動神経を
磨く方法があります…

第1回	4/11 (土)	午前9時～正午
第2回	5/16 (土)	午後5時30分～ 8時30分
第3回	6/6 (土)	
第4回	10/31 (土)	
第5回	12/19 (土)	

どなたでも参加できます。
体育館シューズをもって
時間までに会場にお越しください。

会場・問い合わせ先
B&G海洋センター ☎32-6114

町教育委員会では、子どもたちが「一つの競技に偏らない身体をつくり、巧みな身のこなしや素早い動き、高いバランス能力を身に付ける」ためにはどうしたら良いかを考え、平成20年度からひとつの方法に取り組み始めました。その方法はSAQトレーニングと言います。詳しく説明するには紙面が足りません。とりあえず講習会の日程をお知らせします。子どもたちにスポーツ指導をする人、自分が真剣にスポーツに取り組んでいる人、子どもたちの保護者の皆さん、一度体験してみませんか。

ごんごんには農業委員会です

御代田町農業委員会事務局32-3111 内線27・64番

安心して農地の貸し借り

『利用集積計画』

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧するのに多大な投資と労力がかかります。高齢や勤めで耕作できない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸し、農地の有効利用を図りませんか。

そんな方のために「利用集積計画」があります。

農地の有効利用と農業の振興を図ることが目的です。この事業による貸し借りは、町が間に入るので安心です。

貸し借りの要件
どなたでも貸借できます。ただし、贈与税などの納税猶予の適用を受けている方、農業者年金の経営移譲年金を受給している方はご相談ください。

貸し借りの期間
相互の相談により決定。

貸借の方法
双方の希望により、賃貸借か使用貸借を選択。

貸し手のメリット
○農業経営規模の拡大。
○借りる際に農地法の許可が不要で手続きも簡単。
○貸借期間中は安心して耕作できます。また、更新により継続して借りることもできます。

借り手のメリット
○貸した農地は期限が来れば離作料を支払うことなく、解約の手続きをしなくても必ず返ってきます。また、更新により継続して貸すこともできます。

不明な点がありましたら、事務局へご連絡ください。

不明な点がありましたら、事務局へご連絡ください。